

広島県環境影響評価技術審査会 第10回第2部会議事録

(1) 開催日時

平成27年9月16日(水) 14:00~16:00

(2) 出席者の氏名

委員：西村委員 中坪委員 福本委員 山本委員 山田委員 崎田委員

参考人：広島ガス株式会社

(3) 会議に付した議案の件名

海田バイオマス混焼発電所建設計画の環境影響評価方法書に係る審査について

(4) 議事の概要

- 環境部長の挨拶の後、中坪部会長の議事進行により議事が開始された。
- 第1部会委員8名中、出席委員6名で、広島県環境影響評価に関する条例施行規則第47条第5項の定足数(半数以上)を満たした。
- 崎田委員を議事録署名委員に指名

■ 手続の経緯について

(事務局) 資料1により説明

■ 事業概要について

(事務局) 資料2により説明。

(以下、資料3, 4, 5を用いた事務局の説明は省略し、内容に係る議論のみ記載)

■ 大気環境について(資料5P2~3)

(委員) 知事意見(案)の微小粒子状物質に係る記述は、微小粒子状物質についても環境評価予測項目の中に入れることといった指示か。

(事務局) 微小粒子状物質は窒素酸化物等から生成される二次粒子であるので、環境評価予測が難しい。知事意見(案)では微小粒子状物質の一因である窒素酸化物等の環境保全措置について検討するように述べている。

(委員) 供用時の予測範囲が半径5kmの範囲としているが妥当なものか。

(事務局) 排気量に見合った範囲を考えると5kmは余裕を持った範囲であり、風向き等も考慮して妥当であると判断している。

(委員) 上層気象について排気筒実態高付近を50m~200mに設定しているが、これは排気筒の高さが50mで上空200mまでを排気筒実態高付近としているということか。

(参考人) 排気筒高さは59mで有効煙突高さ等を考慮に入れ余裕をもって200mに設定している。

■ 水環境について（資料 5P6）

- （委員） 評価手法について新田式・ジョセフセンドナー式を用いることとなっているが、排水規模によって、どのようなシミュレーション手法を使うといったことは決まっているのか。
- （事務局） 新田式等を用いる場合は数千㎡くらいまではこれらの式を用い、数千万㎡レベルの大量排水の場合は3次元シミュレーションを用いることがある。
- （委員） 新田式等は水質のみでなく、温排水に係る予測もこれらの式で評価可能なのか。
- （事務局） 新田式のほかにも適切な手法がある可能性があるので、事業者と調整して検討したい。3次元シミュレーションをやるほどの規模ではないと考えている。
- （委員） 環境評価項目に水温が含まれていないが、知事意見（案）に含んでいるのは、環境評価項目に含めるべきだという観点か
- （事務局） 環境評価項目に含めるかどうか方法書にある内容だけでは判断できないので、簡易な方法でも予測をお願いしたいという観点である。

■ 動物・植物及び生態系について（資料 5P7）

（意見なし）

■ 景観について（資料 5P8）

- （委員） 景観の調査について、10地点が挙げられているが、広島市から指摘のあった近景域の場所も10地点の中に含まれているのか。
- （事務局） 広島市から指摘のあった近景域の場所は方法書の中ではまだ含まれていない。今選ばれている10地点のほかに広島市の指摘も考慮して調査地点を追加すべきという旨を知事意見（案）に盛り込んでいる。
- （委員） 景観について、クリアラインから景色を見ることもあるため、海田大橋等の海側からの眺望についても検討してはどうか。
- （事務局） 知事意見（案）に盛り込むよう検討する。
- （参考人） 不特定多数という観点に立った場合、移動手段の過程の中で見えるものというのを、眺望景観の対象に挙げることはないと思われる。クリアライン等を眺望景観に加えていないのは、自動車専用道路であるためであり、瀬戸大橋のように歩行者道路を含むものについては対象となり得ると考える。踏査を行ってみても、クリアライン、海田大橋から計画地域までは3km以上離れており、そこからの景観に当該施設が支障をきたすおそれはないという観点でも調査地点には含めていない。
- （事務局） 事業者の補足説明も含めて知事意見（案）への反映について検討する。

■ 廃棄物等について（資料 5P9）

(意見なし)

■ 温室効果ガス等について (資料 5 P10)

(委員) 使用割合, 調達先が具体的になっていない。この旨を知事意見(案)に記載してあるので, このことを事業者は肝に銘じて, バイオマスの確保等について力を入れること。

(委員) 「・・・調達の方法についても検討するとともに, 検討においては竹等多様なバイオマス資源の利用についても検討すること。」で「検討」が何回も出てくるので, 修正すること。

(事務局) 修正する。

■ 全体審議について

(委員) 広島市意見「地震による液状化や高潮等, 災害の危険性についても十分に調査, 検討すること」「共振現象や不等沈下が発生する可能性が考えられるため」の2点は反映させないのか。

(事務局) 災害対策の観点が強いため, 知事意見(案)には反映させていない。基本的事項の中で, 不測の事態が生じたときには早急に対応し, 関係機関に報告を行い, 地域住民及び関係機関と連携をとっていくことという文言を入れている。

(事務局) 広島県環境影響評価に関する条例の中には災害を考慮した項目はないが, 国に確認を取り, 知事意見(案)に盛り込むかどうかを検討させていただきたい。

■ 答申の作成について

(部会長) 出された意見を踏まえ, 内容の修正を行うが, 修正については, 部会長にご一任いただきたいがよろしいか。

(委員) (異議なし)

この議事録は, 平成 27 年 9 月 16 日に開催された, 広島県環境影響評価技術審査会第 10 回第 2 部会の議事と相違ないことを認めます。

平成 27 年 9 月 日

議事録署名委員

印